

## 前回会議からの主な変更点

## 全体構成

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>第1部 総論</p> <p>第1章 はじめに (計画策定の趣旨、位置づけ等)</p> <p>第2部 障害者市民の現状とこれまでのふりかえり</p> <p>第1章 <u>障害者市民の状況</u></p> <p>第2章 <u>これまでのふりかえり</u></p> <p>第3部 第4次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお'N'プラン)</p> <p>第1章 計画の基本的な考え方</p> <p>第2章 分野別施策の基本的方向</p> <p>第3章 計画の推進体制</p>	<p>第1部 総論</p> <p>第1章 はじめに (計画策定の趣旨、位置づけ、<u>障害者市民の状況等</u>)</p> <p>第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画 (みのお'N'プラン)</p> <p>第1章 <u>これまでのふりかえり</u></p> <p>第2章 計画の基本的な考え方</p> <p>第3章 分野別施策の基本的方向</p> <p>第4章 計画の推進体制</p>
<p>第4部 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 障害者総合支援法見直しの基本的な考え方</p> <p>2 計画策定に係る国の基本指針</p> <p>第2章 障害福祉サービスの内容と見込量</p> <p>1 障害福祉サービスの体系</p> <p>2 成果目標と活動指標の関係</p> <p>3 成果目標</p> <p>4 活動指標</p> <p>第3章 分野別施策の行動目標</p> <p>第4章 計画の進行管理</p>	<p>第3部 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 障害者総合支援法見直しの基本的な考え方</p> <p>2 計画策定に係る国の基本指針</p> <p>3 <u>(仮) 障害福祉サービス等の実施状況</u></p> <p>第2章 障害福祉サービスの内容と見込量</p> <p>1 障害福祉サービスの体系</p> <p>2 成果目標と活動指標の関係</p> <p>3 成果目標</p> <p>4 活動指標</p> <p>5 <u>障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項</u></p> <p>第3章 分野別施策の行動目標</p> <p>第4章 計画の進行管理</p>

## 第4次障害者市民の長期計画（みのおNプラン）

## ■ ふりかえり

## 1 生活環境の整備

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/13）	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/31）
<p>○ <u>市施設の整備では、バリアフリー等の改善要望を反映する仕組みを導入し、障害当事者によるバリアフリーチェックなども行いながら、多目的トイレの整備、手すり設置などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めましたが、対応できなかった改善要望もありました。</u></p> <p><u>市内道路の歩道段差解消は未整備の箇所が残っているため、引き続き全面実施に向けた事業実施が必要です。</u></p> <p>○ <u>移動・外出支援では、オレンジゆずるバスのノンステップ化100%を実施し、福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーによる福祉デマンド輸送のモデル事業を継続しました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、障害者の外出時の移動手段では公共交通機関の利用が多く、今後も移動困難者の支援のあり方について検討が必要です。</u></p> <p>○ <u>住宅施策では、市営住宅申込における倍率優遇の実施、相談支援事業による住宅入居支援（民間賃貸住宅への円滑な入居支援）を行い、箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討等を実施して地域移行の支援を進めました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、希望する暮らし方として、家族と共に自宅で暮らしたい人、グループホーム等で暮らしたい人、一人暮らしをしたい人など様々な希望があります。今後も、地域で暮らしていくために必要な支援として、困ったときに相談できる体制づくりの検討が必要です。</u></p>	<p>○ <u>市施設の整備では、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、市有建築物・公園等について、障害当事者の意見を聞ききながら、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めてきました。一方で対応できなかった改善要望もあったため、引き続き要望内容を共有し、計画的に対応していく必要があります。</u></p> <p>○ <u>移動・外出支援では、オレンジゆずるバスのノンステップ化や、福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーの運行により、移動困難者への支援を進めました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、障害者の外出時の移動手段では公共交通機関の利用が多くなっています。引き続き北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編に合わせた市内移動の充実や、移動困難者の支援のあり方について検討が必要です。</u></p> <p>○ <u>住宅施策では、市営住宅においては、入居申込における倍率優遇やバリアフリー改修を実施し、民間住宅においては、不動産事業者への「大阪府住宅リフォームマイスター制度」などの周知を進め、公的・民間住宅の活用を推進を図りました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、希望する暮らし方として、家族と共に自宅で暮らしたい人、グループホーム等で暮らしたい人、一人暮らしをしたい人など様々な希望があります。今後も、地域で希望する暮らしを続けられるよう、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、継続的な相談支援体制づくりが必要です。</u></p>

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ <u>情報バリアフリーの取組では、希望者への個人宛通知文書の点字化、全戸配布する情報について点字版・音声版の発行、市主催行事での手話通訳や要約筆記による情報保障、市ホームページではテキスト版・読み上げ対応PDF版などのアクセシビリティに配慮した情報掲載を進めました。</u></p> <p><u>図書館においては、点字図書・録音図書の提供、音訳ボランティアや対面朗読ボランティアによる活動支援、「声と点字の読書情報」の発行、電子書籍・オーディオブック等の整備などを進めました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、情報収集をする際に求める対応として「わかりやすい言葉で情報提供してほしい」という回答が多く、今後も、障害種別に応じた情報伝達手段の確保、情報提供方法への配慮などが必要です。</u></p> <p>○ <u>防災・緊急時支援として、聴覚障害者に対するファクスや電子メールなどの緊急通報システムの運用、「避難行動要支援者名簿」の整備などを進めました。</u></p> <p><u>継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたす方には、「要継続支援者名簿」の作成等に取り組みました。</u></p> <p><u>避難所に関する取組では、福祉避難所となる事業者との協定の締結、地区防災委員会においては、避難所運営ゲーム(HUG)等を通じて要配慮者が避難する場合を想定したシミュレーションを行いました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、「災害時の避難で不安なこと」では、避難場所への移動と避難所生活に対する不安が挙げられ、今後も、災害時における障害者の支援体制と福祉避難所のあり方の検討や、障害特性に応じた、災害時情報の伝達手段の啓発が必要です。</u></p> <p><u>障害者でない市民に対するアンケート調査によると、災害時に障害のある人に対して何らかの支援ができると考える人が一定数いることから、災害時に具体的な支援が行えるような仕組みづくりの検討が必要です。</u></p>	<p>○ <u>情報バリアフリーの取組では、行政情報の点字化や音声版の発行、行事における手話通訳者や要約筆記者（以下「手話通訳者等」）の配置、図書館における電子書籍やオーディオブック等の提供など、障害特性に応じた情報保障を進めました。</u></p> <p><u>また、コミュニケーション支援事業による手話通訳者等の派遣については、平成27年度において計100件だったところ、令和4年度においては計201件と増加しており、引き続き意思疎通支援の充実を図る必要があります。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、情報収集をする際に求める対応として「わかりやすい言葉で情報提供してほしい」という回答が多くなっています。令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策法の趣旨をふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での情報提供、多様な意思疎通手段への理解促進の取組、意思疎通に係る新たな支援策の検討が必要です。</u></p> <p>○ <u>防災・緊急時支援として、「要安否確認者名簿」「避難行動要支援者名簿」「要継続支援者名簿」の作成・更新、災害時要援護者を想定した防災訓練や避難所運営の検討などを実施しました。</u></p> <p><u>アンケート調査によると、「災害時の避難で不安なこと」では、避難場所への移動と避難所生活に対する不安が挙げられ、今後も、災害時における障害者の支援体制と福祉避難所のあり方の検討や、障害特性に応じた、災害時情報の入手手段の啓発が必要です。また、障害者でない市民に対するアンケート調査によると、災害時に障害のある人に対して何らかの支援ができると考える人が一定数いることから、地域コミュニティ等と連携した「個別避難計画」の作成や、障害当事者も参加した訓練の実施など、日頃からの地域コミュニティとの連携づくりが必要です。</u></p>

## 2 雇用・就労の充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ (一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関等との連携を図り、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援と、離職時の再就職に向けた取組を実施し、<u>箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内事業所の連携を図りました。</u></p> <p>アンケート調査によると、継続して働くためには、職場で障害への理解や配慮が必要と考える人が多く、困ったときの相談先や通勤・通所の支援なども求められています。今後も、<u>職場での障害への理解促進に関する啓発を行う一方、支援体制の検討が必要です。</u></p> <p>○ 障害者の職業能力向上のために実施する障害者市民就職支援パソコン講座では、講座受講前の個別相談や、障害の種別や程度などを考慮した受講プランの作成などの支援を行いました。</p> <p>○ 市職員採用においては、<u>障害者別枠採用試験を行っており、令和3年度に障害種別の要件を撤廃しました。令和2年度からは庁内に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある職員の職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援しています。今後も、障害特性に配慮した市職員の採用手法や業務の切り出し等の検討が必要です。</u></p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえて、障害者の働く場への支援・強化を図るため、優先調達を実施しました。</p> <p>○ 重度障害者の日中活動の場である生活介護の需要を推計した「<u>重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)</u>」を作成しました。<u>必要整備数等について、適宜の再検証を行うとともに、構想に基づく早期整備が必要です。</u></p>	<p>○(一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関等との連携を図り、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援と、離職時の再就職に向けた取組を実施しました。</p> <p>アンケート調査によると、継続して働くためには、職場で障害への理解や配慮が必要と考える人が多く、困ったときの相談先や通勤・通所の支援なども求められています。今後も、<u>障害者雇用への理解促進及び支援の充実の促進が必要です。</u></p> <p>○ 市職員採用においては、<u>令和3年度に障害者別枠採用における障害種別の要件を撤廃し、令和2年度からは障害者職業生活相談員による相談対応を行うなど、雇用促進や職場定着の支援を進めてきました。平成27年度以降、市における障害者雇用率は2.6%台から2.7%台で推移しており、今後も、障害特性に配慮した市職員の採用手法や業務の切り出し等の検討が必要です。</u></p> <p>○ 障害者優先調達推進法に基づき、<u>障害者事業所への発注を進めてきており、発注件数は、平成27年度の792件から令和4年度の969件へと増加しています。引き続き工賃向上に向けて、優先調達の拡大、ワークシェアなどの検討が必要です。</u></p> <p>○ 重度障害者の日中活動の場である生活介護の今後の整備必要数について平成29年に「<u>重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)</u>」を作成しましたが、<u>未だ新施設の整備に至っていません。この間の状況を踏まえて令和5年に見直した「新しい推計(案)」に基づく早期整備が必要です。</u></p>

## 3 保健・医療の充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ <u>健康診査等による健康管理を進める上で、障害者を含めた若年層（15歳以上40歳未満）の健康診査受診率向上に努めました。</u></p> <p><u>健康診査実施医療機関や相談支援事業所と連携して、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問面接を行いました。自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所や保健所などと連携して受診・健診等につなげました。</u></p> <p>○ 市立病院では、急性期・回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを実施し、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整を行いました。市立病院ホームページの地域医療機関紹介ページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載し、画面の背景色を変更するなど情報アクセシビリティの向上を図りました。</p> <p>○ 重度障害者医療費助成、障害児（者）個室入院料助成により、医療における経済的負担の軽減を図りました。</p> <p>○ 歯科医療機関への通院が難しい方の相談受付・調整を行う「在宅歯科ケアステーション」（運営：箕面市歯科医師会）の周知を図りました。</p> <p>○ 医療的ケアにかかるサービス提供が可能な事業所への情報提供等により、市内での事業実施につながるよう働きかけました。また、市立障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアにかかる実地研修を実施しました。</p> <p>○ ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整支援を行いました。</p>	<p>○ <u>医療機関や相談支援事業所、保健所等の関係機関との連携により、健康管理において支援が必要な方の相談・支援体制の充実を図りました。</u></p> <p>○ 市立病院では、急性期・回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを実施し、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整を行いました。</p> <p>○ <u>また、市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の掲載や、箕面市医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を行い、医療の円滑な利用の支援を行いました。</u></p> <p>○ 医療的ケアにかかるサービス提供が可能な事業所に対し、市内での事業実施に向けた働きかけを行うとともに、市立障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアにかかる実地研修を実施することで、<u>従事者の養成を図りました。引き続き、医療的ケアに関する支援基盤の充実促進を進める必要があります。</u></p>

## 4 療育・教育の充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ 支援保育・教育については、市立保育所・幼稚園に支援担当保育士や支援教育支援員、また必要に応じて看護師を配置し、適切な支援を行いました。民間の就学前保育・幼児教育施設においても、支援の必要な子どもに対する保育が進められています。また、子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の心理士や療法士が、就学前保育・幼児教育施設を巡回し、個別や集団場面における支援指導を行いました。</p> <p>○ 市内就学前保育・幼児教育施設に対しては、支援保育・教育に関する研修会や研究会を実施し、支援保育・教育の質の向上に努めました。また、令和4年度に開設した「保育・幼児教育センター」において、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などの実施により、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育への円滑な移行などに取り組みました。</p> <p>○ 早期療育事業では、児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる機能訓練・訓練相談・経過フォロー、巡回相談・訪問を実施しました。</p> <p>発達相談「ゆう」では、保護者への支援や、就学前保育・幼児教育施設を訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等を関係機関連携のもと行いました。</p> <p>○ 医療的ケア児等については、令和元年度から早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」としてそれぞれ位置づけ、関係機関との情報共有や連携体制づくりを進めています。</p>	<p>○ 支援保育・教育については、市立保育所・幼稚園に支援担当保育士や支援教育支援員、また必要に応じて看護師を配置し、適切な支援を行いました。民間の就学前保育・幼児教育施設（以下「就学前施設」という。）においても、支援の必要な子どもに対する保育が進められています。また、子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の心理士や療法士が、就学前施設を巡回し、個別や集団場面における支援指導を行いました。</p> <p>○ 市内就学前施設に対しては、支援保育・教育に関する研修会や研究会を実施しました。また、令和4年度に開設した「保育・幼児教育センター」において、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などの実施により、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育への円滑な移行などに取り組みました。<u>引き続き、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組んでいく必要があります。</u></p> <p>○ 早期療育事業では、児童発達支援事業所（あいあい園）の運営を軸として、専門スタッフによる機能訓練・訓練相談・経過フォロー、巡回相談・訪問を実施しました。</p> <p>発達相談「ゆう」では、保護者への支援や、就学前保育・幼児教育施設を訪問し、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び環境調整等を関係機関連携のもと行いました。</p> <p>○ 医療的ケア児等については、令和元年度から早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」としてそれぞれ位置づけ、関係機関との情報共有や連携体制づくりを進めています。</p>

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ 支援教育については、就学前に、就学前保育・幼児教育施設から「支援が必要な子ども」の情報を共有し、市教育委員会が全園所を訪問するなど就学後の支援教育につないでいます。引き続き、関係機関との連携を促進し、就学前後における切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。</p> <p>小中学校、一貫校には支援教育支援員を配置し、令和5年度から通級指導教室を全校設置しました。</p> <p>○ 支援学級在籍児童生徒数が増加して、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供する「個別最適な学びの場」の確保が難しくなっている状況があることから、令和3年度に「箕面市支援教育充実検討委員会ワーキンググループ」を、令和4年度に「箕面市支援教育充実検討委員会」を設置し、令和5年2月に「箕面市支援教育方針」を策定しました。</p> <p>○ 放課後等の児童の居場所については、<u>障害児通所支援（放課後等デイサービス）の実施、全小学校の学童保育事業での障害児の受入れ、子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施しました。児童が任意で参加する放課後事業では、見守り要員を配置し、児童の安全に配慮しました。</u></p>	<p>○ 支援教育については、就学前施設から「支援が必要な子ども」の情報を共有し、市教育委員会が全園所を訪問するなど就学後の支援教育につないでいます。引き続き、関係機関との連携を促進し、就学前後における切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。</p> <p>○ 小中学校、一貫校には支援教育支援員の配置を進めており、平成27年度には延べ96人だったところ、令和4年度には153人となっています。その他、<u>通級指導教室を令和5年度から全校設置するなど、支援が必要な子どもへの環境整備を進めてきました。</u></p> <p>○ 支援学級在籍児童生徒数が増加して、一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供する「個別最適な学びの場」の確保が難しくなっている状況があることから、令和3年度に「箕面市支援教育充実検討委員会ワーキンググループ」を、令和4年度に「箕面市支援教育充実検討委員会」を設置し、令和5年2月に「箕面市支援教育方針」を策定しました。<u>引き続き個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実が必要です。</u></p> <p>○ 放課後等の児童の居場所については、<u>障害児通所支援（放課後等デイサービス）の実施、学童保育事業や子どもたちの自由な遊び場開放事業における障害児の受け入れ体制づくりを進めました。引き続き、放課後等における活動の場の充実に努める必要があります。</u></p>

## 5 権利擁護施策の推進

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ 市広報紙における啓発記事の掲載、「みのお市民人権フォーラム」、障害者問題啓発講座等を通じて、障害者の人権啓発について市民に学習機会を提供しました。</p> <p>○ アンケート調査によると、障害があることで差別を受けた経験がある人は、18歳未満で約4割、18歳以上でも4人に1人の割合となっています。一方で、差別に関する相談窓口を知らない人は、18歳未満で7割以上、18歳以上でも約6割と高くなっています。</p> <p>障害者でない市民に対するアンケート調査によると、障害を理由とする差別や偏見があると思う人が約9割となる一方で、「障害者差別解消法」を知らない人が6割を超えています。</p> <p>障害者差別の解消や、障害者に対する合理的配慮の提供など、市民に十分周知されているとは言えず、今後も効果的な啓発方法等の検討が必要です。</p> <p>○ 保健福祉サービスに関する苦情処理体制として、各保健福祉サービスを所管する課室に、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を配置しています。</p> <p>保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を可能な限り防ぐ体制をとり、苦情の解決などに関する取組状況報告書を毎年公表しています。</p>	<p>○ 市広報紙における啓発記事の掲載、「みのお市民人権フォーラム」、障害者問題啓発講座等を通じて、障害者の人権啓発について、市民との協働による啓発の取組を進めてきました。<u>一方で、令和元年度以降、民間の障害者グループホームなどの計画に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声があがるなど、これまでの人権啓発の取り組みの考課が十分に出ているとは言えない状況です。</u></p> <p>○ 障害者でない市民に対するアンケート調査によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という共生社会の考え方を肯定する人は約9割いる一方、<u>通所施設やグループホームが自宅の近所にできることを「いいことだ」「誰にとっても暮らしやすい地域だと思う」という共生社会の考え方を肯定的に捉えている人は5割程度にとどまり、自分の身近なことと考えたときの共生社会に対する理解は十分とは言えず、より一層の人権啓発の推進、差別解消に向けた取組が必要です。</u></p> <p>○ <u>障がい者差別解消法の施行をふまえ、平成28年度に相談窓口を設置しましたが、相談件数は毎年3件程度にとどまっています。</u>アンケート調査によると、差別に関する相談窓口を知らない人は、18歳未満で7割以上、18歳以上でも約6割と高くなっており、<u>相談窓口の周知が不足しています。</u></p> <p>(※アンケートの「差別を受けた経験」は「分野別施策の基本的方向性」にコラムとして掲載)</p>

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ アンケート調査によると、虐待を受けた経験がある人が約1割存在します。なかでも精神障害者の割合が多くなっています。今後も「箕面市障害者虐待対応フロー図」に基づき必要な対応を行うとともに、養護者による虐待については、障害者・養護者双方への支援を多職種によるチームアプローチにより行うことが必要です。</p> <p>○ 平成28年の成年後見制度利用促進法の施行をふまえ、箕面市自立支援協議会における成年後見制度等の研修会の開催、課題共有や制度の周知などを進めました。</p> <p>アンケート調査によると、成年後見制度を知っている人は18歳未満で約2割、18歳以上でも約3割にとどまり、将来的な利用意向では、知的障害者の2割近くが利用したいと回答しています。今後も、制度の必要性・重要性の周知、箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）による支援が必要です。</p> <p>○ 障害者でない市民に対するアンケート調査によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前」という共生社会の考え方を肯定する人は約9割ですが、一概に言えないと思う人が1割弱存在しています。</p> <p>通所施設やグループホームが自宅の近所にできてほしくないという回答する人もわずかながら存在し、施設コンフリクトの問題が解消されているとは言えない状況です。</p> <p>また、障害のある人が地域で暮らすことについての社会の理解があると思うと回答した人の割合は5割弱にとどまっています。引き続き、障害者への理解促進に向けた取組が必要です。</p>	<p>○ <u>障害者虐待に関する通報・相談の受付、養護者等への助言等を行いました。年度により1～23件と差はありますが、平均すると毎年8件程度の通報・相談が寄せられています。</u>今後も「箕面市障害者虐待対応フロー図」に基づき必要な対応を行うとともに、養護者による虐待については、障害者・養護者双方への支援を多職種によるチームアプローチにより行うことが必要です。</p> <p>(※アンケートの「虐待を受けた経験」は「分野別施策の基本的方向性」にコラムとして掲載)</p> <p>○ 平成28年の成年後見制度利用促進法の施行をふまえ、研修会の開催や制度の周知などを進めました。<u>生活保護受給者等を対象とした成年後見制度報酬等の助成件数は、平成27年度の2件から、令和4年度は14件に増加し、制度利用の支援に繋がっています。</u></p> <p>アンケート調査によると、成年後見制度を知っている人は18歳未満で約2割、18歳以上でも約3割にとどまり、将来的な利用意向では、知的障害者の2割近くが利用したいと回答しています。今後、「<u>親亡き後</u>」を考え、<u>成年後見を必要とする人が増えていくことが見込まれるため、引き続き制度の必要性・重要性の周知や、箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）による支援が必要です。</u></p> <p>(※最初へ移動)</p>

## 6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>○ 生涯学習センター、図書館、スポーツ施設等のバリアフリー化、トイレの改修等を順次行いました。</p> <p>○ スポーツ活動では、バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室、親子ボッチャ教室などの実施や、「オリ・パラふれあいイベント2022 in 箕面」にてシッティングバレーボール教室、ボッチャ体験コーナーなどを実施しました。</p> <p>○ 文化活動では、市主催の講座等で手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、市立障害者福祉センターささゆり園で障害者対象の茶道・華道教室を開催しました。</p>	<p>○ 生涯学習センター、図書館、スポーツ施設等のバリアフリー化を順次行い、<u>ハード面の環境整備を進めました。</u></p> <p>○ スポーツ活動では、<u>バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室、親子ボッチャ教室などの実施により、障害者がスポーツに参加する機会の確保やバリアフリースポーツの推進を進めました。</u></p> <p>○ 文化活動では、市主催の講座等における手話通訳者・要約筆記者の配置や、市立障害者福祉センターささゆり園における障害者対象の茶道・華道教室の開催により、<u>各種講座等への参加の機会の確保に努めました。</u></p> <p>○ <u>引き続き、施設バリアフリー化や各種教室等の実施により、社会参加の機会を充実させる必要があります。</u></p>

## 7 福祉サービスの充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
全文	※障害福祉計画（成果目標・活動指標の前段）に移動予定

## ■ 第4次長期計画における重点課題

## (1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携強化など、子どもから大人までの切れ目ない支援を行うための環境整備を進め、地域福祉計画や重層的支援体制の整備事業との連携を図りつつ、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。</p>	<p>障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携強化など、子どもから大人までの切れ目ない支援を行うための環境整備を進めます。</p> <p><u>「第2期箕面市地域福祉計画」では、地域における生活課題が多様化、複雑化する中での「支え合い活動の推進」や、福祉、介護、疾病、住まい、社会的孤立、経済的困窮など、「多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備」を施策の一つにあげています。障害福祉施策を進める際も、これらの視点を意識しながら、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、障害者手帳所持者等に限らず、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。</u></p>

## (2) 情報アクセシビリティの向上

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上及び円滑な意思表示やコミュニケーションの支援を進めるとともに、その必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。</p>	<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上及び円滑な意思表示やコミュニケーションの支援を進めるとともに、その必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。</p>

## (3) 権利擁護施策の推進

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組めます。</p> <p>平成14年度の施設コンフリクトの発生、令和元年度の民間の障害者グループホーム開所に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。障害の有無に関わらず、多様性を認め合いともに生きていく差別のない共生社会の実現に向けて、引き続き広く市民に対しても障害者理解のための啓発に取り組めます。</p> <p>また、障害者虐待防止法に基づき、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組み、障害者に対する虐待の予防、早期発見に取り組めます。</p>	<p>障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組めます。</p> <p>平成14年度の施設コンフリクトの発生、令和元年度<u>以降</u>の民間の障害者グループホーム<u>などの計画</u>に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。<u>「施設と地域との間の摩擦は起こりうる」との認識をもちつつ、誤解や偏見と思われる声には対話による丁寧な対応を行い、</u>障害の有無に関わらず、多様性を認め合いともに生きていく差別のない共生社会の実現に向けて、引き続き広く障害者理解のための啓発に取り組めます。</p> <p>また、障害者虐待防止法に基づき、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組み、障害者に対する虐待の予防、早期発見及び支援に取り組めます。</p>

## (4) 就労及び日中活動の場の確保に向けた取組

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>働きたい思いをもった障害者が自分らしく働き、生活することを支援するため、障害者事業所等からの物品等の優先調達の推進、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。</p> <p>重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害者のニーズの変化を把握しながら、市立あかつき園の建替を含めた市立施設の再編整備により、地域資源の充実に取り組めます。</p>	<p>働きたい思いをもった障害者が自分らしく働き、生活することを支援するため、障害者事業所等からの物品等の優先調達の推進、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。</p> <p>重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害者のニーズの変化を把握しながら、市立あかつき園の建替を含めた市立施設の再編整備により、地域資源の充実に取り組めます。</p>

■ 分野別施策の基本的方向性

6 人権施策の推進

(1) 人権啓発の推進

【基本方針】

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/13）	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/31）
<p>障害や疾病(しっぺい)の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。</p> <p>その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。</p> <p><u>また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。</u></p> <p>このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。</p> <p>「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。</p>	<p>障害や疾病(しっぺい)の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。</p> <p>その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。<u>また、障害者が地域で生活するための住居探しが時には困難な状況もあります。</u></p> <p>このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。</p> <p>「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組みを進めます。</p>

## ①人権行政・人権啓発の推進

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/13）	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料（10/31）
<p>「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法に基づき、人権行政及び人権啓発の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権文化部と各部局が連携し、市民と職員が人権課題について共通認識を持つための冊子編集や人権相談のあり方についての研究等を進めます。</li> <li>・ また、これらの啓発については、企画段階等初期の段階から、「箕面市人権啓発推進協議会」をはじめ多くの市民との協働により事業を進めます。</li> <li>・ 市内の関係団体が実施する啓発事業等との連携を図ります。</li> <li>・ 行政各分野において、「ノーマライゼーション」の視点に基づき、障害者の人権を尊重した施策展開を図ることができるよう、人権や福祉をテーマとした各種研修を引き続き実施します。</li> <li>・ <u>障害者差別解消法をふまえ、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行い、実質的な平等を確保することが社会の義務であるという理念について、広く理解を求めます。また、障害を理由とした差別の解消に向けて、地域の課題として、広く市民と共に考える機会となる啓発事業等を実施します。</u></li> </ul>	<p>「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法に基づき、人権行政及び人権啓発の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権文化部と各部局が連携し、市民と職員が人権課題について共通認識を持つための冊子編集や人権相談のあり方についての研究等を進めます。</li> <li>・ また、これらの啓発については、企画段階等初期の段階から、「箕面市人権啓発推進協議会」をはじめ多くの市民との協働により事業を進めます。</li> <li>・ 市内の関係団体が実施する啓発事業等との連携を図ります。</li> <li>・ 行政各分野において、「ノーマライゼーション」の視点に基づき、障害者の人権を尊重した施策展開を図ることができるよう、人権や福祉をテーマとした各種研修を引き続き実施します。</li> </ul> <p>(※②へ移動)</p>

## ②差別意識・偏見の解消の取組み

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>平成14年度(2002年度)の施設コンフリクトの発生を受け、市内では、精神障害者市民地域交流事業等の人権啓発の取組みが、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間の障害者グループホームなどの計画を受けて、漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。</p> <p>差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、庁内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。</p> <p>障害者差別解消法では、令和3年の改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組みを、より一層推進します。</p> <p>併せて、障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう努めていきます。</p>	<p><u>(※①から移動) 障害者差別解消法(以下「法」)に基づき、行政機関等及び事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を進めるため、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行い、実質的な平等を確保することが社会の義務であるという理念について、広く理解を求めます。</u></p> <p>令和3年の法改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組みを、より一層推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう引き続き努めます。</li> <li>・差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、庁内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。</li> <li>・<u>箕面市障害者市民施策推進協議会の障害者差別解消法部会を、法における障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、事例の検討や啓発方法の検討を行います。</u></li> </ul> <p>平成14年度(2002年度)の施設コンフリクトの発生を受け、市内では、精神障害者市民地域交流事業等の人権啓発の取組みが、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間の障害者グループホームなどの計画を受けて、漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。</p> <p><u>障害の有無に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、地域の課題として、広く市民と共に考える機会として啓発事業等の実施や、事案が生じた場合の還啓機関との連携、住民・事業者との丁寧な対応等に努めます。</u></p>

## 7 福祉サービスの充実

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
全文	※Nプランから障害福祉計画(成果目標・活動指標等)に移動予定

## 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画

### ■分野別施策の行動目標

第2回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/13)	第3回障害者計画及び障害福祉計画部会資料 (10/31)
<p>① 成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。</p> <p>あわせて、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い、成年後見制度の周知を進めます。</p>	<p>① 成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、<u>権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置に向けた検討など</u>、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。</p> <p>あわせて、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い、成年後見制度の周知を進めます。</p>